

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（案）
について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨

- 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）について、電動車椅子の製作に必要な原材料費の実勢価格を踏まえ、基準額の改定を行う。

2. 改正の概要

- 電動車椅子に係る購入基準のうち、本体価格の上限価格について、以下のとおり改定を行う。

（標準形）

- ・ 低速用 486,300 円 → 534,900 円
- ・ 中速用 502,300 円 → 552,500 円

（簡易形）

- ・ 切替式 393,900 円 → 433,200 円
- ・ アシスト式 412,600 円 → 453,800 円

3. 根拠条項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 2 項

4. 適用期日等

- 告 示 日：令和 8 年 8 月下旬（予定）
- 適用期日：令和 8 年 8 月下旬（予定）